

# 就労移行支援（養成）

## 令和元年10月報酬単価

就職後6月以上定着率が

就労移行支援 サービス費（Ⅱ）	定員20人以下	5割以上の場合	714 単位
		4割以上5割未満の場合	612 単位
		3割以上4割未満の場合	529 単位
		2割以上3割未満の場合	449 単位
		1割以上2割未満の場合	369 単位
		0割以上1割未満の場合	343 単位
		0の場合	327 単位
	定員21人以上40人以下	5割以上の場合	658 単位
		4割以上5割未満の場合	556 単位
		3割以上4割未満の場合	471 単位
		2割以上3割未満の場合	414 単位
		1割以上2割未満の場合	339 単位
		0割以上1割未満の場合	306 単位
		0の場合	292 単位
	定員41人以上60人以下	5割以上の場合	625 単位
		4割以上5割未満の場合	529 単位
		3割以上4割未満の場合	441 単位
		2割以上3割未満の場合	383 単位
		1割以上2割未満の場合	326 単位
		0割以上1割未満の場合	287 単位
		0の場合	272 単位

## 旧単価

就職後6月以上定着率が

就労移行支援 サービス費（Ⅱ）	定員20人以下	5割以上の場合	710 単位
		4割以上5割未満の場合	609 単位
		3割以上4割未満の場合	526 単位
		2割以上3割未満の場合	447 単位
		1割以上2割未満の場合	367 単位
		0割以上1割未満の場合	341 単位
		0の場合	325 単位
	定員21人以上40人以下	5割以上の場合	655 単位
		4割以上5割未満の場合	553 単位
		3割以上4割未満の場合	469 単位
		2割以上3割未満の場合	412 単位
		1割以上2割未満の場合	337 単位
		0割以上1割未満の場合	304 単位
		0の場合	290 単位
	定員41人以上60人以下	5割以上の場合	622 単位
		4割以上5割未満の場合	526 単位
		3割以上4割未満の場合	439 単位
		2割以上3割未満の場合	381 単位
		1割以上2割未満の場合	324 単位
		0割以上1割未満の場合	285 単位
		0の場合	271 単位

# 就労移行支援（養成）

## 令和元年10月報酬単価

就職後6月以上定着率が

定員61人以上80人以下	5割以上の場合	618 単位
	4割以上5割未満の場合	524 単位
	3割以上4割未満の場合	430 単位
	2割以上3割未満の場合	365 単位
	1割以上2割未満の場合	326 単位
	0割以上1割未満の場合	278 単位
	0の場合	266 単位
	定員81人以上	5割以上の場合
4割以上5割未満の場合		515 単位
3割以上4割未満の場合		416 単位
2割以上3割未満の場合		344 単位
1割以上2割未満の場合		324 単位
0割以上1割未満の場合		269 単位
0の場合		257 単位

## 旧単価

就職後6月以上定着率が

定員61人以上80人以下	5割以上の場合	615 単位
	4割以上5割未満の場合	521 単位
	3割以上4割未満の場合	428 単位
	2割以上3割未満の場合	363 単位
	1割以上2割未満の場合	324 単位
	0割以上1割未満の場合	277 単位
	0の場合	265 単位
	定員81人以上	5割以上の場合
4割以上5割未満の場合		512 単位
3割以上4割未満の場合		414 単位
2割以上3割未満の場合		342 単位
1割以上2割未満の場合		322 単位
0割以上1割未満の場合		268 単位
0の場合		256 単位

# 就労移行支援（養成）

## 令和元年10月報酬単価

地方公共団体の指定就労移行支援事業所	96.5 %
定員超過利用減算	70 %
従業員欠如減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
サービス管理責任者欠如減算	
減算が適用される月から4月目まで	70 %
5月以上連続して減算の場合	50 %
就労移行支援計画未作成減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
標準利用期間超過減算	95 %
身体拘束廃止未実施減算	5 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位
就労支援関係研修修了加算	6 単位
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41 単位
初期加算	30 単位
訪問支援特別加算	
1時間未満	187 単位
1時間以上	280 単位
欠席時対応加算	94 単位

## 旧単価

地方公共団体の指定就労移行支援事業所	96.5 %
定員超過利用減算	70 %
従業員欠如減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
サービス管理責任者欠如減算	
減算が適用される月から4月目まで	70 %
5月以上連続して減算の場合	50 %
就労移行支援計画未作成減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
標準利用期間超過減算	95 %
身体拘束廃止未実施減算	5 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	10 単位
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	6 単位
就労支援関係研修修了加算	6 単位
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41 単位
初期加算	30 単位
訪問支援特別加算	
1時間未満	187 単位
1時間以上	280 単位
欠席時対応加算	94 単位

# 就労移行支援（養成）

令和元年10月報酬単価

廃止

旧単価

## 就労定着支援体制加算

### 6月以上12月未満の就労定着者

定着率が5分以上1割5分未満の場合	15 単位
定着率が1割5分以上2割5分未満の場合	24 単位
定着率が2割5分以上3割5分未満の場合	36 単位
定着率が3割5分以上4割5分未満の場合	51 単位
定着率が4割5分以上の場合	73 単位

### 12月以上24月未満の就労定着者

定着率が5分以上1割5分未満の場合	13 単位
定着率が1割5分以上2割5分未満の場合	21 単位
定着率が2割5分以上3割5分未満の場合	31 単位
定着率が3割5分以上4割5分未満の場合	44 単位
定着率が4割5分以上の場合	63 単位

### 24月以上36月未満の就労定着者

定着率が5分以上1割5分未満の場合	11 単位
定着率が1割5分以上2割5分未満の場合	17 単位
定着率が2割5分以上3割5分未満の場合	26 単位
定着率が3割5分以上4割5分未満の場合	37 単位
定着率が4割5分以上の場合	53 単位

# 就労移行支援（養成）

## 令和元年10月報酬単価

医療連携体制加算（Ⅰ）	500 単位
医療連携体制加算（Ⅱ）	250 単位
医療連携体制加算（Ⅲ）	500 単位
医療連携体制加算（Ⅳ）	100 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
食事提供体制加算	30 単位
移行準備支援体制加算（Ⅰ）	41 単位
送迎加算（Ⅰ）	21 単位
※同一敷地内	70 %
送迎加算（Ⅱ）	10 単位
※同一敷地内	70 %
障害福祉サービスの体験利用支援加算	
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	500 単位
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	250 単位
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位
通勤訓練加算	800 単位
在宅時生活支援サービス加算	300 単位
社会生活支援特別加算	480 単位

## 旧単価

医療連携体制加算（Ⅰ）	500 単位
医療連携体制加算（Ⅱ）	250 単位
医療連携体制加算（Ⅲ）	500 単位
医療連携体制加算（Ⅳ）	100 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
食事提供体制加算	30 単位
移行準備支援体制加算（Ⅰ）	41 単位
送迎加算（Ⅰ）	21 単位
※同一敷地内	70 %
送迎加算（Ⅱ）	10 単位
※同一敷地内	70 %
障害福祉サービスの体験利用支援加算	
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）	500 単位
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位
障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	250 単位
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位
通勤訓練加算	800 単位
在宅時生活支援サービス加算	300 単位
社会生活支援特別加算	480 単位

# 就労移行支援（養成）

## 令和元年10月報酬単価

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.7 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4.9 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.7 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%	
※指定障害者支援施設で行った場合		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.9 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.0 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.8 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%	
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止		
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.9 %	
※指定障害者支援施設で行った場合		
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.9 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.0 %	新設
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1.7 %	新設
※指定障害者支援施設で行った場合		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	1.9 %	新設

## 旧単価

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※指定障害者支援施設で行った場合	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
※(Ⅳ)と(Ⅴ)は将来的に廃止	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.9 %
※指定障害者支援施設で行った場合	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.9 %